

## 平成29年度長野県中小企業等外国出願支援事業補助金 募集要項

### 1. 趣旨

優れた技術や製品等を有し、かつ、それらを海外において戦略的に広く活用しようとする長野県内中小企業者等が行う外国への特許出願等を支援するため、出願に要する経費の一部を補助します。

### 2. 補助対象者

長野県内に主たる事業所を有する中小企業者等。

※ 中小企業者とは、長野県内に事業所を有し、中小企業支援法(昭和38年法律第147号)第2条第1項第1号から第3号に規定する中小企業者及びそれらの中小企業者で構成されるグループ(構成員のうち、中小企業者が3分の2以上を占め、中小企業者の利益となる事業を営むもの)をいう。

※ 中小企業者等とは、中小企業者 及び地域団体商標に係る外国出願についてのみ申請対象となる事業協同組合その他の特別の法律により設立された組合、商工会、商工会議所及び特定非営利活動法人(NPO法人)をいう。

※中小企業支援法第2条に規定する中小企業者

製造業、建設業、運輸業等	資本金3億円以下 又は従業員300人以下
卸売業	資本金1億円以下 又は従業員100人以下
サービス業	資本金5,000 万円以下 又は従業員100人以下
小売業	資本金5,000 万円以下 又は従業員 50人以下

ただし、以下の中小企業者は除くものとする。

- ① 発行済株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上が同一の大企業(特定ベンチャーキャピタルは除く)の所有に属している中小企業者
- ② 発行済株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上が複数の大企業(特定ベンチャーキャピタルは除く)の所有に属している中小企業者
- ③ 役員の総数の2分の1以上を大企業の役員又は職員が兼ねている中小企業者

### 3. 補助対象となる特許出願等

- (1) 外国特許庁への特許、実用新案、意匠、商標、冒認対策商標出願が対象です。
- (2) パリ条約等、特許協力条約、ハーグ協定のジュネーブ改正協定、マドリッド協定議定書のいずれかの方法に基づき、外国特許庁への出願に要した経費のみが対象となります。日本国特許庁へのPCT出願※や、日本国特許庁へのマドリッド協定議定書に基づく国際登録出願(国際商標登録出願)で、受理官庁や本国官庁への必要な手数料、日本国特許庁に支払う経費は対象外となります。  
※PCT出願 :特許協力条約(PCT : Patent Cooperation Treaty)に基づく国際出願で、ひとつの出願願書を条約に従って提出することによって、PCT 加盟国であるすべての国に同時に出願したことと同じ効果を与える出願制度です。
- (3) 当事業への申請段階において、日本国特許庁に特許(PCT出願を含む)、実用新案、意匠、商標出願をしていることが条件となります。日本国特許庁に出願していない特許、実用新案、意匠、商標出願は内容が類似のものであっても対象となりません。
- (4) 交付決定日以降、当該年度の1月末日までに外国特許庁への出願または指定国への国内移行に係る事務手続きが全て完了するものに限ります。

## 【対象となる案件の具体例について】

### A:特許

- ① 日本国特許庁に国内出願を完了しており、採択後、補助対象期間内に優先権を主張して外国特許庁に対して行う出願
- ② 受理官庁として日本国特許庁に対しPCT出願を完了している案件で、採択後、補助対象期間内に外国特許庁に対し国内移行を行う案件
- ③ PCT出願を外国特許庁を受理官庁として出願しており、日本国特許庁への国内移行も完了している案件で、採択後、補助対象期間内に外国特許庁に対し国内移行を行う案件

### B:実用新案

- ① 日本国特許庁に特許出願又は実用新案登録出願を完了した案件で、採択後、補助対象期間内に優先権を主張して外国特許庁に実用新案出願を行う案件  
※ 実用新案に関しては、日本国特許庁に対する特許出願を基礎として優先権主張して外国特許庁へ出願することもパリ条約上可能であるため、日本国に対する基礎出願は特許もしくは実用新案いずれの出願でも構いません。
- ② 受理官庁として日本国特許庁に対しPCT出願を完了している案件で、採択後、補助対象期間内に外国特許庁に対し国内移行を行う案件
- ③ PCT出願を外国特許庁を受理官庁として出願しており、日本国特許庁への国内移行も完了している案件で、採択後、補助対象期間内に外国特許庁に対し国内移行を行う案件

### C:意匠

- ① 日本国特許庁に意匠出願を完了している案件で、採択後、補助対象期間内に優先権を主張して外国特許庁に意匠出願を行う案件

### D:商標

- ① 日本国特許庁に商標出願もしくは商標登録を完了している案件で、採択後、補助対象期間内に外国特許庁に直接商標出願を行う案件(出願予定国での先行調査等で問題が無ければ、出願にあたって優先権主張の有無は問いません。)
- ② 日本国特許庁に商標出願もしくは商標登録を完了している案件で、採択後、補助対象期間内に国際商標登録出願を行う案件(本国官庁・日本国特許庁へ支払う経費は対象外となります)

注:商標案件の場合は、日本国特許庁に行っている基礎出願をアルファベット表記又は現地語等に翻訳している案件も対象となります

(基礎出願の訳語は基礎出願と同一内容とみなします。)

### □:冒認対策商標について

昨今、日本の地名のみならず、地域ブランドや企業ブランド等が、海外で第三者によって抜け駆け出願されるといった冒認出願問題が深刻化しています。本事業では、「日本において既に出願又は登録済みの商標に関する第三者による抜け駆け出願」を冒認出願、その対策を目的とした外国への商標出願を「冒認対策商標」とします。通常の出願では外国での事業展開計画を求めますが、冒認対策商標では事前に外国において適時の商標出願をしておくこと自体が将来の事業展開に向けて重要であることから、冒認出願対策の意思の確認のみで可とします。

#### 4. 補助対象期間

補助金交付決定日から当該年度の1月末日までに実施する事業を対象とします。

#### 5. 補助対象経費

経費区分	内容
外国特許庁への出願手数料	外国特許庁への出願に要する経費
現地代理人経費	外国特許庁に出願するための現地代理人に要する経費
国内代理人経費	外国特許庁に出願するための国内代理人に要する経費
翻訳経費	外国特許庁に出願するための翻訳に要する経費

- ※1 複数国への外国特許出願等に要する経費も対象となります。出願時期は、交付決定日から当該年度の1月末日までの範囲内であれば時期が異なっても問題ありません。
- ※2 共同出願の場合は、出願に関する中小企業の持ち分比率に応じた経費のみが対象となります。ただし、持分割合と負担割合のうち低い方の割合に応じた補助となります。
- ※3 外国語翻訳料は弁理士に委託しない場合も対象となります。
- ※4 補助対象経費のうち、交付決定日から当該年度の1月末日までの間に契約等をし、かつ支出した経費のみが対象となります。交付決定日前に要した経費は対象となりません。
- ※5 日本国内における消費税及び地方消費税は対象外となります。
- ※6 日本国特許庁への出願に関する経費、PCT出願に要する経費等は対象外となります。

例えば、国内出願に要する経費、PCT出願に要する経費(国際出願手数料、国際調査手数料、送付手数料、優先権証明願、予備審査手数料、日本国特許庁への国内移行手数料等)、国際商標登録出願の日本国特許庁への手数料、国内出願及びPCT出願に要する弁理士経費等は対象となりません。

#### 6. 補助率及び上限額

補助率:補助対象経費の1/2以内

1企業の補助金総額 :300万円

1出願に対する上限額:

特許150万円 実用新案・意匠・商標60万円 冒認対策商標30万円

#### 7. 補助金交付特許等の採択基準

企業の選定にあたっては、以下の事項を中心に審査して決定します。

- (1)企業の意欲(知的財産の戦略的活用)
- (2)知的財産の観点からの技術評価(特許権取得の可能性、先行技術調査が適切か等)
- (3)知的財産を活用した事業展開評価(市場への波及効果等)
- (4)遂行能力(経営資源・取組体制、資金調達力等)

なお、長野県ものづくり産業振興戦略プラン(平成24年3月策定)において、次世代成長分野として掲げている「健康・医療」、「環境・エネルギー」、「次世代交通」分野に関連する特許・意匠・実用新案については、優先的に採択(審査で加点)します。

また、商標については『長野県が指定する地域産業資源(H29.2.28)』に関連するものを、優先的に採択(審査で加点)します。

※地域資源内容 <http://www.pref.nagano.lg.jp/senryaku/sangyo/shokogyo/chusho/chiikishigen/index.html>

#### 8. 審査について

事務局において申請書類の事前審査を行い、審査を通った案件については審査会で申請者によるプレゼンテーション(非公開)により実施します。なお、審査結果は郵送により通知します。

## 9. 申請期間、申請方法等について

- (1) 申請受付期間は、募集案内に記載する期間とする。
- (2) 受付期限後の申請書類の追加修正はお受けできませんので、なるべく余裕を持って申請書を提出してください。なお、申請書類は返却しません。
- (3) 申請に際しては、申請書(様式第1号)を作成するとともに、以下の書類等を添付し2部提出してください。
- (4) 申請書類は、公益財団法人長野県中小企業振興センター(以下、「センター」という。)のホームページ「<http://www.icon-nagano.or.jp/cms/>」に掲載する募集開始のお知らせからダウンロードできます。
- (5) ジェトロとの同一案件の併願(重複)申請はできません。

### [申請書添付書類]

	法人	個人事業者	事業協同組合等	商工会会/議所	NPO法人
1	登記簿謄本の写し	○		○	○
	住民票の写し		○		
	事業開始届の写し(創業1年未満の場合のみ)		○		
	事業税の納税証明書の写し(事業税を課税されない場合は、所得税または住民税の納税証明書の写し)		○		
	定款の写し			○	
2	会社の事業概要 (個人は事業者の概要)	○	○		
	組合員名簿			○	
3	役員等名簿 ※様式第1-1の別添	○	○	○	○
4	直近2期分の決算報告書の写し等 (*決算関係書類の写し)	○		*○	*○
	直近2期分の確定申告書(収支内訳書含む)又は青色決算報告書の写し		○		
5	外国特許庁への出願の基礎となる国内出願にかかる出願書類等 (PCT国際出願の場合は、その出願書、国際報告書、見解書)	○	○	○	○
6	外国特許庁への出願に要する経費が確認できる見積書等(写しも可) ※見積書等写しは現地代理人費用の支出予定先を明記	○	○	○	○
7	外国特許庁への出願に要する経費に関する資金計画(自己資金・借入金・補助金等)※様式第1号別添2	○	○	○	○
8	先行技術調査等の結果 ※調査結果のみならず、調査種類、調査対象範囲、調査実施者等も記載する。なお、J-P l a t P a t (特許情報プラットフォーム)による検索結果の写し、P C T国際出願に関する国際調査報告書の写し、国内出願がすでに登録査定となっている場合は特許査定通知等の写し(商標登録出願の場合は除く)による代用が可能。	○	○	○	○
9	外国特許庁への出願が共同出願の場合は、持分割合及び費用負担割合の明記がある契約書等の写し	○	○	○	○

※詳細は申請書様式の添付書類内容を参照のこと。

## 10. 補助金の交付時期

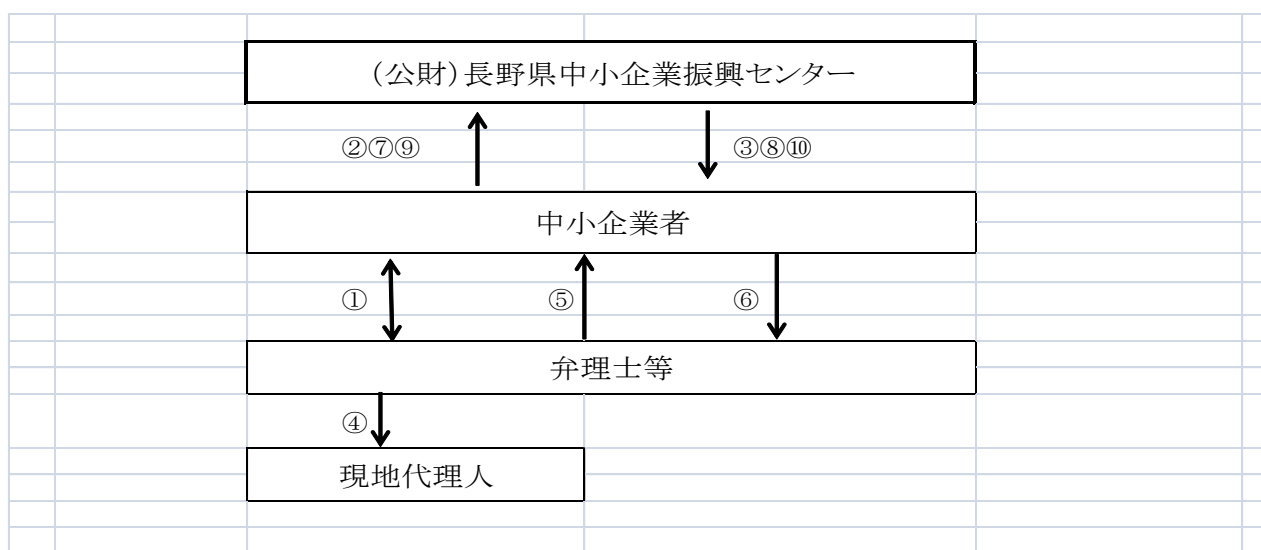
交付時期は、事業完了後になります。

## 11. 事業の流れについて

具体的な事業の流れは次のとおりです。

- ①協力承諾書により中小企業者と選任代理人(弁理士等)間で協力関係を構築
  - ②中小企業者がセンターへ補助金交付を申請
  - ③センターが審査会での採択企業に対し予算の範囲内で補助金交付決定  
〈 交付決定後、選任代理人(弁理士等)が外国出願 → 出願完了確認 〉
  - ④選任代理人(弁理士等)が現地代理人からの請求書に基づき、外国出願経費を支払う
  - ⑤選任代理人(弁理士等)が中小企業者へ外国出願経費を請求
  - ⑥中小企業者が請求書に基づき外国出願経費を選任代理人(弁理士等)に支払う
  - ⑦事業(全ての事務手続き)完了後、中小企業者がセンターへ実績報告書等を提出
  - ⑧センターが実績報告書等の確認検査を行い、中小企業者へ支払う補助金額を確定
  - ⑨補助金額の確定通知を受け、中小企業者がセンターへ補助金請求書を提出
  - ⑩センターが補助金請求書に基づき補助金(外国出願経費の1/2以内)を支払う
- ※センターが経産局等へ事業実績報告書を提出し確定検査後、センターが補助金を受領

[事業の流れ図]



## 12. 実績(出願完了)報告書等の提出について

- (1) 事業終了後、速やかに、実績報告書、出願の詳細がわかる書類の写し、経費の支出根拠となる書類の写し等を提出していただきます。
- (2) センターは実績報告書および添付書類について、書類審査および必要に応じて現地確認調査を行います。その結果、補助金交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認められたときは、交付すべき補助金の額を確定し通知書をもって通知します。補助の対象外である特許出願等と認められた場合、事業の対象外経費が含まれていた場合、出願の詳細がわかる書類および経費の支出根拠となる書類に不備が認められた場合は、補助金額の全額または一部が対象外となります。
- (3) 事業に係る収入および支出を明らかにした帳簿および証拠書類は、**事業が完了した日の属する年度の終了後5年間保存**していただきます。(国が実施する会計検査の対象となります。)
- (4) 補助が行われた外国特許出願等について外国特許庁からの査定があった場合は、速やかに査定状況に関する報告書を提出していただきます。

### 13. その他

補助金が交付された特許等については、事業者名、所在地、出願種別をホームページで公開します。(機密情報に関する部分等、支障のある内容は公開しません。)

#### 【お問合せ先・書類提出先】

公益財団法人長野県中小企業振興センター 諏訪支所駐在 ひざわ 飛沢

住所：〒392-8601

長野県諏訪市上川1-1644-10 諏訪地域振興局商工観光課内

電話：0266-58-7290 FAX：0266-57-0597

Eメール：a-hizawa@icon-nagano.or.jp

※諏訪支所駐在が不在でお急ぎの場合は、お手数ですが下記にご連絡願います。

中小企業振興センター経営支援部（長野市）事務担当 中沢

電話：026-227-5028 FAX：026-227-6086